


CONTENTS

【私と成年後見】第2回 社労士歴 21年 成年後見人歴 18年	社労士成年後見センター千葉 前理事（現賛助会員） かねこ てるよ 金子 昭代	P1-2
活動報告【2023年1月～2023年6月】	社労士成年後見センター千葉 総務委員会	P3-4
成年後見事例報告	社労士成年後見センター千葉 会員 はぶ としひろ 土生 敏宏（船橋支部）	P5-6

令和5年6月16日（金）社労士成年後見センター千葉の第九期定時社員総会が開催され、令和5年度がスタートしました。

【私と成年後見】シリーズ第2回は、長年にわたり成年後見業務や後進の指導に携わり、現在は賛助会員として私共を支援してくださっている金子 昭代前理事から皆様へのメッセージです。

事例紹介は、保佐人から後見人への変更というケースを経験した会員からの報告です。ぜひ最後までお読みください！

【私と成年後見】第2回 社労士歴 21年 成年後見人歴 18年	社労士成年後見センター千葉 前理事（現賛助会員） かねこ てるよ 金子 昭代	
------------------------------------	---	---

1 成年後見制度にかかわるきっかけ

脳梗塞で倒れた顧問先の社員、Aさんの気がかりは、精神障害で入院中の姉のことでした。

2005年大晦日、Aさん（55歳）は、脳梗塞で倒れたとき、Aさん自身のことはもちろん、姉Bさん（統合失調症で入院中）のことが、とても心配でした。自分が先に亡くなった場合残された姉のことが、何より気がかりだったのです。発語が十分にはできなくなったけれど、勤務先の会社によく来る社労士を呼んでほしいと社長を通じて、私が呼ばれました。Aさんの任意後見を7年その間Bさんの法定後見を3年間努め

ました。

顧問先、ご家族、親戚、行政の窓口など「社会保険労務士」のバッジをつけている限り、相談を受けるチャンスは、どこにでも大いにあるという事です。

2 これまでの受任の状況

ご承知のように成年後見制度がスタートしたのが2000年。「一般社団法人社労士成年後見センター千葉」の設立が2015年12月。私は、上記のAさん以降、社労士本来業務と平行させて、本年3月まで任意後見4件、法定後見7件を受

任してまいりました。

現在は社労士としての本来業務を退き、成年後見業務のみを業としております。

3 国の目指す方向

「今は元気だけれど老い先が心配」「親なき後の障害のある子が・・・」など近年の人口の減少、高齢化、単身世帯の増加等を背景として、地域社会から孤立する人や身寄りが無い事で生活に困難を抱える人の問題が顕在化しています。厚生労働省は、すべての人が障害の有無に関わらず尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう社会全体で支えあい共に地域をつくっていきけるようにと、権利擁護支援の推進と地域共生社会の実現を目指そうと邁進しています。

これまで相応の裁判例もあり、研究会からの諮問を受けていく度かの法改正がなされてきました。重ねて“支援“の本質が議論されつつあります。障害者権利条約に鑑みて日本の意思決定支援における、その必要な範囲（必要性）の在り方など議論が深まっています。医療同意権の問題もまだ落ちついていません。支援のその期間についても”有期“の検討がなされています。ドイツの世話人法、オーストリアの成年者保護法など他国を参考にしていくのでしょ

うが、超高齢化の先陣を行く日本は、政策的に法整備を急ぐ必要があると危惧しております。

4 私のこれから

現在関わらせていただいている4件の方々と、その終局のときまで、丁寧に、家族の認識でお付き合いをしていく所存です。年内にお別れが予想される方もおります。そのときまで、ご家族と協力して明るく楽しく元気よく過ごしましょうね、の気持ちです。

私自身年齢が高くなってきましたが、成年後見に関する自主研究会や、市行政の福祉部門、所属する日本成年後見法学会などに関わり続けてこれからも研鑽を積んで参るつもりです。

5 皆様へ

一度は、成年後見に関わってみてください。

社会貢献というほど大げさでなくとも、“先生”と呼ばれる人の付加価値となり得ます。

保護を必要とするその方々に関わる事により、あなた自身の成長が得られます。

【介護は、親が命がけでする最後の子育て】

最近得た名言です。

後見業務にも通じるところがあると思われませんか？

定時社員総会を開催しました

令和5年6月16日（金）、県会事務局において社労士成年後見センター千葉の定時社員総会が開催されました。

質疑応答の後、議案について原案のとおり可決されました。

設立9年目にあたる令和5年度は、運営・財政の両面から安定した組織としての基盤をさら

に強固にしていくため、地方自治体への働きかけや支部活動を通して受任の推進に努めると共に、研修実施等により会員数の増強と質の向上を図ることを確認しました。

総会に引き続き開催された理事会において森 義隆理事長が再選され、新たな理事・監事のもと令和5年度がスタートしました。



・正会員総数 97名、出席正会員数 18名、委任状提出者数 50名
定款第19条、第20条第1項及び第21条第1項により社員総会は成立

・議案

(審議事項)

- 第1号議案 令和4年度事業報告に関する件
- 第2号議案 令和4年度収支決算報告に関する件
- 第3号議案 令和5年度事業計画(案)に関する件
- 第4号議案 令和5年度収支予算書(案)に関する件
- 第5号議案 資金調達及び設備投資の見込み(案)に関する件
- 第6号議案 役員改選に関する件
- 第7号議案 業務審査委員会委員の選任に関する件

(報告事項)

- 旅費規程の一部改正に関する件
- 文書保存・処分規程の策定に関する件

「ガードエル」が商標登録されました

社労士成年後見センター千葉の周知に役立てるため、愛称「ガードエル」の商標登録を出願していましたが、令和5年3月14日（火）、審査が完了し商標として登録されました。

今後は、会員の皆様に有効に利用いただけるよう「ガードエル」の使用に関するルール策定を急ぎ、広報活動に活用していきたいと考えています。



特許庁から交付された商標登録証です。

成年後見人更新研修を実施しました

令和5年2月18日（土）、成年後見人更新研修を実施しました。

この研修は、後見人等候補者名簿登載者を主な対象として、会員の資質の維持向上のため毎年開催しているものです。

今回は、会場参加16名、Zoom参加14名の会員が受講し、全員に修了証が授与されました。

研修では毎回会員による事例紹介を行います。

今回、森会員からは2件の事例を紹介。1件は、申立人である市役所から被後見人の自宅不動産売却を依頼され自宅の整理や介護施設への

転居にも対応した事例。もう1件は、被後見人の病状悪化により保佐から後見への類型変更を行ったものでした。

後藤会員の事例は、申立人である家族が被後見人を自宅で介護していたケースでした。自宅介護が難しくなり施設入居に至るのですが、被後見人だけでなく、申立人との距離感、関係をどう保つのか、深く考えさせられました。

続く講義も、いずれも具体的で実務に直結する内容であり、最後の事例演習まで大変盛り上がりを見せた研修となりました。

【成年後見人更新研修カリキュラム】



公証人 小宮山 茂樹氏の講義
長い裁判官としてのキャリアから、裁判所や公証役場の実務まで幅広い知見にもとづく講義をいただいた。

10:10 ～ 12:00	事例紹介	社労士成年後見センター千葉 会 員 森 綾乃 氏 会 員 後藤 史子 氏
13:00 ～ 14:30	任意後見業務	公証人 小宮山 茂樹 氏
14:30 ～ 15:15	社労士の倫理 について	社労士成年後見センター千葉 理事長 森 義隆 氏
15:15 ～ 16:45	事例演習 (グループワーク)	社労士成年後見センター千葉 理 事 松村 淑恵 氏 理 事 小長谷 宏道 氏 理 事 藤田 和男 氏

◆受任件数の推移（令和5年6月末現在）

（単位：件）

	受任開始	うち法人後見	終了*	受任中案件
平成28年1月～12月	5	-	4	1
平成29年1月～12月	3	-	1	2
平成30年1月～12月	12	-	9	3
平成31年1月～令和1年12月	10	-	4	6
令和2年1月～12月	9	-	4	5
令和3年1月～12月	15	7	7	8
令和4年1月～12月	14	6	3	11
令和5年1月～6月	4	-	-	4
合 計	72	13	32	40

* 被後見人の死亡等によるもの

◆会員数：97名、後見人名簿登載者：53名（令和5年6月末現在）

成年後見事例報告

社労士成年後見センター千葉

会 員

はぶ としひろ
士 生 敏 宏

(船橋支部)



【きっかけ】

成年後見に興味を持ったきっかけは両親の死です。宮城県の田舎に二人だけで生活していました。86歳で母が亡くなり、父が残されてしまいました。

掃除、洗濯等まったくできない昭和のオヤジでしたので、ヘルパーさんをお願いするしかない、説得を試みましたが、外部の人間が入ることを頑なに拒み、自分でできるから大丈夫だと。毎週末帰省し何とか納得してもらいました。すると温かいご飯、みそ汁、お風呂を喜んでおりましたが、母の死後6ヶ月後に後を追うように亡くなりました。

幸い、父はなくなる直前まで元気で自分の希望通り自宅で過ごせました。ただ母が元気なうちから、生活環境を整えてやれなかったことには後悔が残りました。ひとりで解決できなくとも、公的機関へ相談できていれば、良かったと思います。そんな自分の後悔、経験、知識を活かしたいと、令和元年に成年後見養成研修を受講いたしました。

【本人の状況（被保佐人）】

- ・ 83歳男性 元自衛官 11人兄弟
- ・ 戸建てに独居
- ・ 婚姻歴5回（お子さん一人）
- ・ 金銭管理困難（お金を下ろせない）

【保佐人（受任前）】

習志野市の市長申立てで、令和2年12月に習志野市役所で打合せをしました。医師の診断書が「保佐相当」だから「代理権」をつけて申立てる予定ですとの話が市の担当者からありましたが、当時の私は理解しておりませんでした。

令和3年1月、裁判所調査官、習志野市役所、グループホームの4名で本人宅にて面談。調査官より、「お金をおろしたり、今後施設に入居等のサポートする人間が必要」ですよねと丁寧に繰り返し説明いただきましたが、本人は『自分は元気、他人に頼らない』と、本人の同意は得られませんでした。

【保佐人（受任）】

後見人は当然に「代理権」が与えられますが、保佐人は『この行為について代理権をつけてください』と目録を作って申立てをします。本人が同意し、家庭裁判所が認めた場合にのみ、代理権が認められます。本人の同意が得られず、保佐人になったものの、なにもできることはありませんでした。

なお、今回の受任は個人での受任ではなく、一般社団法人社労士成年後見センター千葉で受任した法人後見となります。

そこで、家庭裁判所への初回報告の際、書記官に「類型変更」するにはどうしたら良いか相談いたしました。「病状が変化すれば」いつでも申立てできます。申立ては「代理権付与の申立て」か「後見開始の申立て」のいずれかを選択してください。申立人は、「社労士成年後見センター千葉」ですとの回答を得ました。

疎遠になっていますが娘さんとは連絡がとれ、たばこの不始末での火事を心配されており、施設への入所は賛成いただきました。

令和3年6月、理事会にて後見人への類型変更の必要性を説明し、理事長の許可をいただく。これで診断書がそろえば申立てができるはずでしたが、令和3年7月、期待通りの「後見相当」の診断書はもらえませんでした。

当初は何とか成立していた会話が、この頃は何を言っているのか、判らない状態で、徘徊の頻度も月1回程度、警察に保護されていました。

令和3年8月、20時半過ぎ携帯が鳴り、思わずとったところ、千葉西警察署からでした。世田谷に行きたいと通行人に告げ、転倒したので、後見人さん引き取りに来てください。もうお酒を飲んでいるのにと渋々迎えに行きました。この頃から昼夜逆転の生活が始まりました。

令和3年12月、訪問看護の看護師ルートで、待望の「後見相当」の診断書がもらえました。

令和4年1月、家庭裁判所に後見開始の申立てを行いました。類型変更で手続きが簡略化できず、新たに後見の申立てが必要でした。

令和4年2月、習志野警察署より、近所の車を棒で叩き通報される。もう13回目だし、一人で返すわけにはいかない。保佐人では対応できないので、「習志野市としての根本的な解決を求める」と強めの口調でした。

警察の意向もあり、その日のうちに養護老人ホームに入りましたが、手に負えず、翌日今度は精神科に「医療保護入院」しました。正直、もっと早く警察が動いてくれたら、市も対応したのになあ、でも一安心です。

【後見人】

やっと後見人らしきことができます。

最優先事項は、引き受けてくれる施設を見つけることです。入院したK病院は3ヶ月限定のため、「無料の紹介業者」2社に依頼。K病院にも、どこかありませんか、紹介くださいとお願いしていました。

定額貯金通帳が届き、これなら、多少高めの施設でも当分は安心と業者にも予算アップし、再依頼。

3ヶ月の期限切れ直前に病院からの紹介で

Y病院（精神科）に令和4年4月転院。介護タクシーで転院先に向かいながらいろいろお話をしましたが、3ヶ月の入院生活で、本当に小さくなったと感じ、足腰もだいぶ弱ってました。Y病院は特に期限もなく、ゆっくり施設を探せるとだいぶ気持ちが楽になりました。

令和5年5月、介護付き老人ホームとグループホームを見学。グループホームは、大半が女性で平均年齢は90歳でみなさん元気。この施設雰囲気も良く、仮申し込み。

これで少し落ち着けると思ったが、1週間後、病院から食事後、のどを詰まらせ急変しましたとの第一報があり、ご家族に連絡、その1時間後、お亡くなりになりました。

当日、お子さんが病院から引き取られていたので、翌日葬儀社でご対面し穏やかなお顔。葬儀はご家族にお任せしました。

まず家庭裁判所への連絡・報告。東京法務局への登記を済ませました。その後、ご家族への会計報告・財産の引き渡しで終了です。

【最後に】

最初の経験にしては、癖強めの元気過ぎる嵐のようなお父さんでした。疎遠だった娘さんも後見人をクッションとしてお父さんと最後向き合えたことを感謝されてました。

実際やってみると、研修、本を読んだだけではわからないことにも、多々ぶつかりますが、多く経験されている先輩方がたくさんいます。興味が少しでもありましたら、まずは経験してみてください。

成年後見業務はボランティアの一面もありますが、当然報酬はあります。家庭裁判所が決定しますが、月額2万円くらいです。船橋支部ではFACEで無料相談会を毎月第一土曜日実施しております。興味のある方は、ぜひ足を運んでくださると幸いです。